

社会福祉法人 可愛会

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性をはじめ従業員全員がいきいきと活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

◆ 計画期間：令和4年3月1日～令和9年2月28日

目標1：女性管理職等(※1)を1名以上登用する
(※1)管理職等とは、2施設の管理者・施設長(ただし、役員兼務者を除く)、事務長、看護師長、事業管理者、介護長。

<取り組み内容>

令和4年3月～ 管理職の仕事内容を明文化し、周知する。

令和4年4月～ 面談等で、管理職に対する意識調査を行い、希望者を募る。

令和4年6月～ 希望者は、管理職予備層向け研修を受講する。

令和8年4月～ 女性管理職1名以上登用を実現する。

目標2：男性も女性も働き続けやすい職場環境づくりを行う

<取り組み内容>

令和4年3月～ 育児休暇や介護休暇、看護休暇などの制度について改めて従業員へ周知する。
また、相談窓口を設置する。

令和4年4月～ 3か月に1度、上司(管理職、主任、副主任等)と職員との面談を実施し、お困り事や業務改善のアイデアなどについて話し合う機会を作る。

また、入社1年目の職員は、2か月に1度上司(管理職、主任、副主任等)との面談を実施する。

令和5年4月～ 管理職は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、働き方改革、マネジメント等に関する研修を受講する。